

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

- 国においては、この約10年間で、障害者施策のあり方が大きく変化しています。
最も大きな動きとしては、平成18年に採択された国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成26年1月に批准、同年2月19日から効力が発生しています。
まず、障害者権利条約の批准に先立ち、国内法整備を進めるべきとの意見を受け、「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、平成22年12月及び平成24年6月の二回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成28年4月公布）等が行われています。
- 特に、平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、障害者の定義について、『個人の機能障害に原因があるもの』とする「医学モデル」から『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』とする「社会モデル」に大きく転換しました。その他、『合理的配慮』（障害のある人もない人も同じように権利や基本的自由を保障するために行う必要な変更や調整のことで、過重な負担がかからない配慮のこと）の考え方が導入されるなど、障害のある人ない人も地域で共に生きる社会づくりを目指すものとなっています。
- また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、差別を解消するための措置として「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を定めているほか、同じく平成28年4月に施行された改正障害者雇用促進法においても、雇用の分野での「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を事業主に対して義務付けています。
- さらに、障害福祉サービス関係では、平成15年度に、障害のある人がサービスを選択し契約する支援費制度が導入された後、平成18年度には、身体・知的・精神の3障害共通の障害福祉サービスを一元化するとともに、利用者負担を応能負担から定率負担にすること等を目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成22年12月に、「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担の見直し（応能

負担の原則化)や相談支援の充実(相談支援体制の強化や支給決定プロセスの見直し等)等が行われ、さらに、平成24年6月に、名称を「障害者総合支援法」に改めるとともに、法の対象に難病患者を加えることや障害者支援区分への変更等の一部改正が行われています。

- 児童分野では、平成24年4月に「児童福祉法」が改正され、障害児支援の強化のため、障害種別等で分かれていた障害児施設を通所・入所の利用形態の別により一元化するとともに、通所支援の対象に、精神障害(発達障害を含む)が新たに追加されました。

また、平成29年に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、「障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念」として「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」「地域共生社会の実現に向けた取組」「障害児の健やかな育成のための発達支援」が定められています。

(2) 本市のこれまでの取組

- 本市では、昭和56年の国際障害者年で目標とされた「完全参加と平等」の実現に向けて、「国際障害者年京都市行動計画」(昭和58年～平成4年)を策定し、以後、「国際障害者年第2次京都市行動計画」(平成4年度～平成13年度)、「京都市障害者いきいきプラン〔第2次行動計画の後期計画〕」(平成10年度～平成14年度)、「京都市障害者施策推進プラン」(平成15年度～平成24年度)、「支えあうまち・京(みやこ)のほほえみプラン〔障害者施策推進プランの後期計画〕」(平成20年度～平成24年度)、「支えあうまち・京都ほほえみプラン〔京都市障害者施策推進計画〕」(平成25年度～平成29年度)に基づき、総合的な障害者施策を推進してきました。
- 「支えあうまち・京都ほほえみプラン〔京都市障害者施策推進計画〕」(前計画)では、基本方針を「障害のあるひととないひと、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」として掲げ、5つの施策目標のもと施策を推進してきました。
- 障害のある人の就労支援は、市、府、国の各行政から民間まで、企業、労働、福祉、教育の各分野の関係機関が連携し、障害のある方の就労支援を効果的に推進するための協働機構として、平成21年8月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」において、支援・連携のルールづくりや共同事業の実施等に取り組んでいます。
- また、手話への理解促進・普及をすすめ、多くの人が相互に人格と個性を尊重する

ことを基本理念に、豊かな共生社会を実現することを目指した「京都市手話言語が
なぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（手話言語条例）が、市議員全員による共同
提案のうえ、全会一致で可決し、平成 28 年 3 月に制定、同年 4 月に施行されまし
た。

- 障害のある子どもへの支援においては、平成 24 年 4 月の児童福祉法改正を受け、
地域での障害児支援を推進し、児童発達支援事業や重症心身障害児が通所できる事業
所の設置促進など、年々利用ニーズの高まっている、障害のある子どもの地域での療
育や居場所づくり、保護者への支援に取り組んでいます。
- このように、障害のある人や子どもが地域で当たり前に暮らせる社会、適切な支援
を受けながら働くことが当たり前の社会の構築に向けて、本市の取組は着実に前進し
ています。

（３）計画策定の趣旨

- 本計画は、「支えあうまち・京都 ほほえみプラン」及び「第 4 期障害福祉計画」
の計画期間が平成 29 年度で終了することから、平成 22 年に策定した「はばたけ
未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」の分野別計画として、障害者・児を取り巻
く関連施策や市民ニーズ等の社会情勢、本市の障害者・児施策の実施状況等を踏ま
えながら、総合的に障害者・児施策を推進するため、2 つの計画を一体化した計画
として策定し、施策・事業の更なる推進を図ります。

また、「児童福祉法」の改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられた
ことから、「第 1 期障害児福祉計画」として合わせて策定するとともに、障害児施策
については、子育て支援施策の総合的な計画として策定した「京都市未来こどもは
ぐくみプラン」と連携して取組を推進します。

[最近の障害福祉関連施策の主な動き]

「児童福祉法」改正（H24. 4月施行）
●障害児の定義に精神障害（発達障害を含む）を追加 ●障害種別等に分かれていた障害児施設（通所・入所）について一元化 ●放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援の創設
「障害者差別解消法」（H25. 6月成立，H28. 4月施行）
●地方自治体等における差別的取り扱いの禁止 ●地方自治体等における合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務） ●差別解消に向けた取組に関する要領を策定（地方自治体は努力義務）
「障害者権利条約」の批准（H26. 1月）
●平成19年に署名後，基本法改正，差別解消法制定等の国内法制度の整備に取り組んできた
「難病医療法」（H26. 5月成立，H27. 1月施行）
●難病の患者に対する医療費助成を法定化し，その対象を拡大 ●相談，福祉サービス，就労や社会参加への支援も充実する
「障害者雇用促進法」改正（H25. 6月成立，H28. 4月施行）
●雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いを禁止 ●法定雇用率算定に精神障害者を加える（平成30年4月1日から施行）
「成年後見制度利用促進法」（H28. 5. 13施行）
●成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
「発達障害者支援法」改正（H28. 5月成立，H28. 8月施行）
●障害の定義と発達障害への理解の促進 ●発達障害者支援地域協議会の設置
「ニッポン一億総活躍プラン」（H28. 6. 2閣議決定）
●障がい者，難病患者，がん患者等の活躍支援 ●地域共生社会の実現
「障害者総合支援法」の改正（H30. 4. 1施行，一部H28. 6. 3施行）
●自立生活援助の創設・就労定着支援の創設 ●高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ●障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
「児童福祉法」の改正（H30. 4. 1施行，一部H28. 6. 3施行）
●障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定） ●医療的ケアを要する障害児に対する支援

2 計画の性格・位置づけ等

(1) 計画の性格・位置づけ

- このプランは、「障害者基本法」に基づき本市の障害者施策の方向性等を定める基本的な計画である「京都市障害者施策推進計画」と、「障害者総合支援法」に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な見込量とその確保のための方策を定める「障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」の3つの性質をもつ計画です。
- また、本市では、21世紀の京都のまちづくりの方針の長期構想である「京都市基本構想」（2001年から25年間）を具体化するため、「京都市基本計画」（2011年から10年間）を策定し、持続可能でレジリエンス（しなやかな回復力）のある社会の実現に向けて、取り組んでおり、このプランは、「京都市基本計画」の障害者福祉分野における分野別計画として策定し、各分野別計画（第7期京都市民長寿すこやかプラン、京都市未来こどもはぐくみプラン、京（みやこ）地域福祉推進指針等）との十分な連携の下に推進していきます。

(2) 計画期間

- このプランは、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間を計画期間としておりますが、障害福祉計画及び障害児福祉計画については3年毎の策定が義務付けられているため、3年後の平成33年度（2021年度）には改定を行い、それに併せて全体の間見直しを行います。

28 年度 2016 年度	29 年度 2017 年度	30 年度 2018 年度	31 年度 2019 年度	32 年度 2020 年度	33 年度 2021 年度	34 年度 2022 年度	35 年度 2023 年度
		はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン					
前プラン		次期障害者施策推進計画					
第 4 期 障害福祉計画		第 5 期障害福祉計画			第 6 期障害福祉計画（予定）		
		第 1 期障害児福祉計画			第 2 期障害児福祉計画（予定）		
		中間見直し					
京都市未来こども はぐくみプラン				次期京都市未来こども はぐくみプラン（予定）※～36 年度			

(3) 他計画との関係性

